

平成30年11月8日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(レ)第16号 損害賠償請求控訴事件 (差戻し前の第1審・金沢簡易裁判所平成28年(イ)第271号, 差戻し前の控訴審・金沢地方裁判所平成28年(レ)第34号, 同年(レ)第36号)

口頭弁論終結日 平成30年8月27日

判 決

静岡市駿河区南町10番5号

控訴人兼附帯被控訴人 (1審被告)

株式会社クレディア

(以下「控訴人」という。)

同代表者代表取締役	佐	藤	友	彦
同訴訟代理人弁護士	宮	道	佳	男
同	稻	垣	智	彦
同	服	部	綾	子
同	永	尾	光	史 朗
同	西	口		誠
同	高	村	樹	世 士

金沢市尾張町1丁目5番25号

被控訴人兼附帯控訴人 (1審原告)

安 藤 俊 文 (弁護士)

(以下「被控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士	中	澤	聰
	主		文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 被控訴人の附帯控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 3 控訴人は、被控訴人に対し、3万円及びこれに対する平成28年

4月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は、差戻し前の第1審、控訴審、上告審及び差戻し後の控訴審を通じて、控訴人の負担とする。

5 この判決は、3項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨及び附帯控訴の趣旨

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 同部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 主文3項同旨

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、訴外 A (以下「A」という。) の代理人弁護士として控訴人に対する過払金返還請求訴訟で一部勝訴判決を得て、同判決に係る過払金について被控訴人の預り金口座に振り込むよう求めたにもかかわらず、控訴人が2度にわたって A に直接普通為替証書を送付したため(以下「本件各送金」という。)、無用の業務負担や精神的苦痛を受けたことにより、慰謝料3万円、内容証明郵便の郵送料等3万1862円及び本件訴訟追行のための弁護士費用6000円の合計6万7862円の損害を被ったなどと主張して、控訴人に対し、不法行為による損害賠償(一部請求)として、3万円及びこれに対する最終の不法行為の日である平成28年4月22日(2回目の普通為替証書の送付の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、被控訴人は、差戻し前の第1審において、損害として慰謝料3万円を挙げていたところ、差戻し前の控訴審において、附帯控訴をするとともに、損

害に関する主張を上記のとおりに変更した。

差戻し前の第1審は、被控訴人の請求につき、控訴人に対し、5000円及びこれに対する平成28年4月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余を棄却したところ、これを不服として、控訴人が控訴を提起し、被控訴人が附帯控訴を提起した。

これに対し、差戻し前の控訴審は、控訴人による本件各送金は、不法行為法上違法とはならないから、被控訴人の請求を全部棄却すべきであるとして、差戻し前の第1審判決中控訴人敗訴部分を取り消した上、同部分に係る被控訴人の請求を棄却したところ、これを不服として被控訴人が上告を提起した。

そして、上告審は、①貸金業者は、債務整理を受任した弁護士が債務者から依頼を受けて預り金口座を過払金の返還先として指定した場合には、依頼者の委任関係が疑われるなどの特段の事情のない限り、信義則上、これに応すべき義務を負うところ、同義務に違反して指定された口座への入金を拒絶したときは、その行為は、上記の債務整理業務を妨害するものとして違法性を有し、不法行為を構成する、②貸金業者である控訴人の本件各送金は、被控訴人との関係で違法性を有し、控訴人は、これにより被控訴人が被った損害について不法行為による損害賠償義務を負う等の理由により、被控訴人の請求を全部棄却した差戻し前の控訴審判決を取り消した上、当該不法行為と相当因果関係のある被控訴人の損害額について更に審理を尽くさせるため、本件を金沢地方裁判所に差し戻す旨の判決を言い渡した。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認定することができる事実）

- (1) 控訴人は、平成20年7月に成立し、貸金業等を営んでいた株式会社であり、被控訴人は、金沢弁護士会所属の弁護士である。
- (2) 被控訴人は、Aから、控訴人を含む貸金業者との取引に関する債務整理の依頼を受け、Aの代理人として、控訴人に対し、受任通知書を送付し、

次いで、平成26年11月25日、被控訴人の預かり口座（「弁護士安藤俊文」名義の普通預金口座）を振込先に指定して、不当利得（過払金）の返還を請求した（甲1）。

(3) 被控訴人は、Aの代理人として、控訴人に対する不当利得（過払金）返還請求訴訟を小松簡易裁判所に提起したところ（同裁判所平成26年(イ)第207号事件、当庁平成27年(イ)第31号、同第49号事件。以下「前件訴訟」という。），同裁判所は、①控訴人は、Aに対し、判決確定日の3か月後の日限り30万円及びこれに対するその日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、②控訴人は、Aに対し、13万4794円及びうち11万9000円に対する平成25年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、③控訴人は、Aに対し、4091円を支払え等の内容の判決を言い渡し、同判決は、平成28年2月10日の経過により、確定した（甲2の1・2）。

(4) 控訴人は、Aに対し、平成28年2月16日付けの「過払い金返還に関するご通知」と一緒に、前記(3)②の元利金を含む15万7303円の普通為替証書を送付した（甲3。以下「第1送金」という。）。

(5) 被控訴人は、控訴人に対し、同月23日、Aの代理人として、同日付けの通知書（以下「本件通知書」という。）を内容証明郵便物として差し出し、本件通知書は、同月25日、控訴人に到達した。そして、本件通知書の内容は、前記(3)の①の30万円については、必ず「弁護士安藤俊文」名義の普通預金口座に振り込むか、被控訴人の事務所に持参して支払うように求め、A名義の口座への入金やA宛の普通為替証書の送付等は固くお断りする旨のものである（甲4の1・2）。

(6) 控訴人は、Aに対し、同年4月22日付けの「過払い金返還に関するご通知」と併せ、前記(3)の①の30万円の普通為替証書を送付した（甲5。以下「第2送金」という。）。

3 本件の争点は、①本件各送金の違法性の有無（争点1），②本件各送金との間に相当因果関係のある被控訴人の損害の有無及び額（争点2）であり、これに関する当事者の主張は、次のとおりである。

（1）本件各送金の違法性の有無（争点1）

（被控訴人の主張）

本件各送金は、Aの代理人である被控訴人からの振込口座の連絡や警告にもかかわらず、2度にわたりAに直接普通為替証書を送付したものであるところ、被控訴人の権利ないし法律上保護された利益を侵害する違法な行為である。

（控訴人の主張）

事実主張は否認し、法的主張は争う。

（2）本件各送金との間に相当因果関係のある被控訴人の損害の有無及び額（争点2）

（被控訴人の主張）

本件各送金との間に相当因果関係のある被控訴人の損害は、次のアないしウのとおりである（合計6万7862円）。

ア 慰謝料 3万円

（ア）被控訴人は、控訴人が本件各送金をしたため、送付された普通為替証書への対応（Aから書類を送ってもらい、書類を確認したり、控訴人の担当者に電話をしたり、内容証明郵便を送付したり、Aに複数回も助言したりするなど）のほか、Aが受領した不当利得金からの精算や本件訴訟に関する打合せをせざるを得なくなつた。このように、本来なら必要がなかった業務を強いられた結果、被控訴人の弁護士業務に著しい停滞が生じた。

（イ）Aは、第1送金により不安になり、被控訴人に対処をお願いしたにもかかわらず、さらに第2送金を行われ、一層不安となっており、本件

各送金は、 A と被控訴人との信頼関係を十分に破壊するに足りる行為であり、被控訴人の弁護士事務所の経営に与えた影響も小さくない。

イ 慰謝料以外の損害 合計 3万1862円

(ア) 本件通知書に係る内容証明郵便（甲4の1）の郵送料及び印刷代の合計 1862円

(イ) 本件通知書に係る内容証明発送手数料 3万円

ウ 弁護士費用 6000円

（控訴人の主張）

損害の内容及び本件各送金との間の因果関係につき、いずれも否認する。

ア 送付された普通為替証書への対応は、 A が望む過払金を受領するための、 A が行う手続行為であり、著しく業務が遅滞した理由とはならない。不当利得金からの精算についても、過払金が A の口座あるいは住所宛に振込ないし送金されたとしても、精算手続は必ず必要となるものであり、必要のない業務負担を課してはいない。また、 A と被控訴人の信頼関係は破綻していない。

イ 被控訴人は、 A から委任を受けているところ、内容証明発送業務は、受任の際に予測された程度を著しく超えて時間又は労力を必要とするとはいえない。

ウ 被控訴人は、弁護士であり、本訴遂行は容易であるにもかかわらず、事務所を同じにする弁護士に委任したものであり、当該費用を損害とはできない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に、後掲証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

(1) A は、控訴人を含む貸金業者との取引に関する債務整理を被控訴人に依

頼した。

被控訴人は、 A の代理人として、平成26年11月11日付けで、控訴人に対し、 A から債務整理について委任を受けた旨や、正確な債権・債務の状況を把握するため、 A との取引履歴を開示して欲しい旨等を記載した受任通知書を送付した（甲13）。

被控訴人は、同月25日、 A の代理人として、控訴人に対し、被控訴人の預かり口座（「弁護士安藤俊文」名義の普通預金口座）を振込先に指定して、120万6810円の不当利得（過払金）返還請求をした（甲1）。Aは、被控訴人に対して、過払金はいったん被控訴人の口座に入金し、その後精算するように依頼していた（甲6、8）。

(2) 被控訴人は、同年、 A の訴訟代理人として、控訴人に対する不当利得（過払金）返還請求訴訟を提起した（前件訴訟）。同訴訟では、平成28年2月10日の経過により、①控訴人は、 A に対し、判決確定日の3か月後の日限り30万円及びこれに対するその日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、②控訴人は、 A に対し、13万4794円及びうち11万9000円に対する平成25年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、③控訴人は、 A に対し、4091円を支払えなどとする判決が確定した（甲2の1・2）。

(3) 控訴人は、 A に対し、平成28年2月16日付けの「過払い金返還に関するご通知」と併せ、前記(2)の②の元利金を含む15万7303円の普通為替証書を送付した（甲3。第1送金。）。

A は、その息子を通じて被控訴人に問い合わせ、被控訴人は、 A に対し、控訴人から送付されてきた書類を被控訴人に送付するよう指示した。被控訴人は、送付されてきた書類を確認し、 A に対し、第1送金に係る普通為替証書を郵便局で換金するよう指示した（甲6、8）。

(4) 被控訴人は、控訴人の担当者に対し、電話で、被控訴人の了解なく A に

直接普通為替証書を送らないで欲しい旨や、もう一度直接送った場合には訴訟を提起する旨を伝えた（甲8）。

また、被控訴人は、同月23日付で、A代理人として、控訴人に対し、第1送金に係る普通為替証書の送付は、被控訴人がAの代理人であるにもかかわらず被控訴人に何ら連絡することなくAに直接送付されたものであり、遺憾であるとした上、前記(2)の①の30万円については、必ず「弁護士安藤俊文」名義の普通預金口座に振り込むか、被控訴人の事務所に持参して支払うように求め、Aへの入金や普通為替証書の送付などは固くお断りし、仮に、直接、Aに入金したり、普通為替証書を送付したりした場合、被控訴人の事務所に対する業務妨害行為ないし被控訴人とAとの信頼破壊行為がなされたものとして損害賠償を求めることになるなどとする本件通知書を送付した（甲4の1・2）。

被控訴人は、本件通知書（内容証明郵便）の送付費用として、1772円を支払った（甲10）。また、旧日本弁護士連合会報酬等基準において、「内容証明郵便作成・弁護士名の表示あり・基本」の手数料は、3万円から5万円の範囲内とされている（甲11）。

(5) これに対し、控訴人は、同月26日付で、被控訴人に対し、代理人弁護士が過払債権の受領について受任したからといって、過払債権者本人がその受領権限を喪失するわけではなく、控訴人が過払金を過払債権者本人に直接返還したとしても、そのことが直ちに違法行為となることはあり得ない旨や、過払金返還請求訴訟における判決主文に弁済する場所についての記載がある場合又は当事者間に過払金を弁済する場所についての特約がある場合には、その判決や特約には従う旨などを記載した回答書を送付した（乙2、4）。

(6) 控訴人は、Aに対し、同年4月22日付けの「過払い金返還に関するご通知」と併せ、前記(2)の①の30万円の普通為替証書を送付した（甲5。第2送金。）。

被控訴人は、Aの息子からの連絡を受け、Aに対し、第2送金に係る普通為替証書を郵便局で換金するよう指示した（甲8）。

被控訴人は、平成26年12月には、Aの代理人として、Aの債権者であった1社との間で、平成27年2月から平成28年4月まで毎月末日にAが1万円を支払う旨の和解契約を締結していた（甲15）。

（7）過払金の直接送金に関する文献等

ア 山田冬樹弁護士の平成21年10月ごろのブログ記事として、「アイフルグループ 過払金を本人に直接払い」と題する以下のような内容の記事がある（甲12の1）。控訴人の旧商号は、株式会社フロックスである。「アイフル子会社のライフは、判決をとると、本人の住所に直接、判決認容額の為替を郵送してくれる。アイフルグループは最近一斉にこうしたやり方に切り替えたらしい。

この手法を考えたのはネオラインキャピタルである。かつてSFCコーポレーションが三和・ファイナンスを名乗っていたころ、突然『和解金を本人に直接送金する』と言いました。先日の週刊ダイヤモンドの記事を読んだところ、どうやら『本人に払えば、弁護士が客から成功報酬を取りにくくなる』と考えてのことだったらしい。当時、三和のバックにいたのがネオラインであり、フロックスも判決の場合、この慣習をとるようになったため、発祥はネオラインと見ている。」

イ 名古屋消費者信用問題研究会監修の「過払金返還請求・全論点網羅2013」には、以下のような記載がある（甲14）。

「過払金返還請求訴訟で敗訴した貸金業者が、代理人の意向を無視して、依頼者本人に直接送金するという事態は、個人情報の第三者への漏洩や余計な手間を強いられること、債務整理計画に支障を生じることといった弊害を生じている。」

「悪徳業者は、昔から、代理人と本人を離間させるために、直接送金をして

いたという歴史があり、貸金業者のこうしたやり方は、昔からある悪徳業者的手口と軌を一にしている。」

2 本件各送金の違法性の有無（争点1）

(1) 争点1に対する上告審の判断は、①貸金業者は、債務整理を受任した弁護士が債務者から依頼を受けて預り金口座を過払金の返還先として指定した場合には、依頼者との委任関係が疑われるなどの特段の事情のない限り、信義則上、これに応すべき義務を負うところ、同義務に違反して指定された口座への入金を拒絶したときは、その行為は、上記の債務整理業務を妨害するものとして違法性を有し、不法行為を構成する、②これを本件につきみるに、前掲①の特段の事情はうかがわれないところ、Aから債務整理及び過払金返還訴訟を受任した被控訴人は、当該訴訟に一部勝訴し、繰り返し控訴人に對して自己名義の預り金口座への送金をするよう求めたにもかかわらず、控訴人は、これをあえて拒絶し、Aに対して直接普通為替証書を送付したのであるから、③これにより債務整理に係る弁護士としての被控訴人の業務を妨害したことは明らかである、④よって、控訴人の本件各送金は、被控訴人との關係で違法性を有し、控訴人は、これにより被控訴人が被った損害について不法行為による損害賠償義務を負うというものである。

(2) そして、当裁判所は、本件については、上記(1)の上告審の判断に拘束されるところ（民訴法325条3項、裁判所法4条）、差戻し後の当審における主張立証を踏まえても、前記①の特段の事情があるとは認められず、また、前記認定事実によれば、前記②のその余の事実が認められるから、控訴人の本件各送金は、被控訴人との關係で違法性を有し、控訴人は、これにより被控訴人が被った損害について不法行為による損害賠償義務を負う。

3 本件各送金との間に相当因果關係のある被控訴人の損害の有無及び額（争点2）

(1) 前示1の認定事実を総合すると、被控訴人は、控訴人が被控訴人の事前の

申入れ（前記前提事実(2), 前示1(1)）に反して第1送金を敢行したため, これに対する異議を申し入れるとともに, 今後, 同様の送金をしないよう要求し, 警告する目的で, 本件通知書を内容証明郵便物として差し出したものと認められるから, 被控訴人が本件通知書の郵送及び作成に要した費用は, 控訴人の不法行為（本件各送金）との間に相当因果関係のある被控訴人の損害であると認められる。そして, 前示1(4)の認定事実に, 弁論の全趣旨を総合すると, 本件通知書に係る内容証明郵便（甲4の1）の郵送料及び印刷代は, 合計1862円であることが認められ, また, 本件通知書に係る内容証明発送手数料は, 3万円とするのが相当である。

(2) 進んで, 慶謝料の点につき判断するに, 前示のとおり, 本件各送金は, 弁護士である被控訴人の債務整理業務を妨害するものとして違法性を有し, 不法行為を構成するものであるところ, 当該被侵害利益の内容・性質に照らせば, 仮に, 被控訴人が本件各送金によって精神的な損害を被ったとしても, 特段の事情のない限り, 前示(1)の損害が賠償されれば, 精神的な損害も回復されたものと認めるのが相当である。そして, 本件全証拠によつても, 前掲特段の事情は認められない。したがつて, 本件各送金との間に相当因果関係のある被控訴人の損害として慶謝料を認めることはできない。

(3) そして, 弁論の全趣旨によれば, 被控訴人は, 本件訴訟の提起及び遂行を訴訟代理人弁護士に委任し, 相当額の報酬の支払を約したものと認められるところ, 本件訴訟の内容, 認容額その他の諸事情を総合すると, 本件各送金との間に相当因果関係のある弁護士費用の額は, 3000円と認める。

(4) 以上により, 本件各送金との間に相当因果関係のある被控訴人の損害額は, 合計3万4862円となるから, 被控訴人の本件請求（3万円の内金請求）は全部理由がある。

4 よつて, 本件控訴は理由がないからこれを棄却し, 附帯控訴は理由があるから差戻し前の第1審判決を一部変更することとして, 主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 加 島 滋 人

裁判官 釜 村 健 太

裁判官 浅 井 彩 香

これは正本である。

平成30年11月8日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 松下研一



平成30年4月18日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
平成29年(ツ)第32号 損害賠償請求上告事件(原審・金沢地方裁判所
平成28年(レ)第34号, 同第36号)

判 決

金沢市

上 告 人

同訴訟代理人弁護士

静岡市駿河区南町10番5号

中 澤 聰

被 上 告 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

株式会社クレディア

佐 藤 友 彦

宮 道 佳 男

稻 垣 智 彦

服 部 綾 子

永 尾 光 史

西 口 朗 誠

高 村 樹 世 土

主 文

- 1 原判決を破棄する。
- 2 本件を金沢地方裁判所に差し戻す。

理 由

上告人の上告理由について

- 1 本件は、上告人が、訴外 A (以下「A」という。) の代理人弁護士として被上告人に対する過払金返還請求訴訟で一部勝訴判決を得て、同判決に係る過払金について上告人の預り金口座に振り込むよう求めたにもかかわらず、被上告人が2度にわたって A に直接普通為替証書を送付したため無用の業務負担や精神的損害を被ったなどと主張して、被上

告人に対し、不法行為に基づく損害賠償として、損害金3万円及びこれに対する平成28年4月22日（2回目の普通為替証書の送付の日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。なお、上告人は、原々審において、損害として慰謝料3万円のみを挙げていたが、原審において、附帯控訴するとともに、慰謝料3万円のほかに、内容証明郵便の郵送料等の損害3万1862円、本件訴訟追行による弁護士費用6000円を追加し（合計6万7862円），そのうち3万円の支払を求める（一部請求）旨に主張を変更した。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

- (1) 上告人は、金沢弁護士会所属の弁護士である。一方、被上告人は、貸金業等を営んでいる株式会社である。
- (2) Aは、被上告人を含む貸金業者との取引に関する債務整理を上告人に依頼した。これを受任した上告人は、Aの代理人として、被上告人に対して受任通知書を送付し、その後、平成26年11月25日、被上告人に対し、上告人の預り金口座（「弁護士安藤俊文」名義の普通預金口座）を振込先に指定して、不当利得（過払金）返還請求をした。

また、Aは、上告人に対して、過払金はいったん上告人の預り金口座に入金し、その後精算するよう依頼していた。

- (3) その後、上告人は、Aの代理人として、被上告人に対する不当利得（過払金）返還請求訴訟（小松簡易裁判所平成26年(レ)第207号事件、金沢地方裁判所平成27年(レ)第31号、同第49号事件。以下「前件訴訟」という。）を提起した。そして、同訴訟において、被上告人が、Aに対し、①判決確定の日の3か月後の日限り30万円及びこれに対するその翌日から支払済みまで年5分の割合による金員、②13万4794円及びうち11万9000円に対する平成25年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員、③4091円をそれぞれ支払

うことを命じる判決が確定した。

(4) 被上告人は、Aに対し、平成28年2月16日付けの「過払い金返還に関するご通知」と併せて、上記(3)②の元利金を含む15万7303円の普通為替証書を送付した（以下「第1送金」という。）。

そのため、Aは、息子を通じて上告人に問い合わせ、上告人は、Aに対し、被上告人から送付されてきた書類を上告人に対して送付するよう指示した。そして、上告人は、送付されてきた書類を確認し、Aに対し、第1送金に係る普通為替証書を郵便局で換金するよう指示した。

(5) 上告人は、被上告人の担当者に対し、電話で、上告人の了解なくAに直接普通為替証書を送らないで欲しい旨や、もう一度直接送った場合には訴訟を提起する旨を伝えた。

また、上告人は、被上告人に対し、平成28年2月23日付で、Aの代理人として、上記(3)①の30万円については、必ず「弁護士安藤俊文」名義の普通預金口座に振り込むか、上告人の事務所に持参して支払うように求め、Aに入金したり、普通為替証書を送付などすることは固くお断りする旨記載された通知書を送付した。

なお、上告人は、上記通知書（内容証明郵便）の送付費用として、1772円を支払った。

(6) これに対し、被上告人は、平成28年2月26日付で、上告人に対し、代理人弁護士が過払債権の受領について受任したからといって、過払債権者本人がその受領権限を喪失するわけではなく、被上告人が過払金を過払債権者本人に直接返還したとしても、そのことが直ちに違法行為となることはあり得ない旨や、過払金返還請求訴訟における判決主文に弁済する場所についての記載がある場合又は当事者間に過払金を弁済する場所についての特約がある場合には、その判決や特約には従う旨な

どを記載した回答書を送付した。

(7) 被上告人は、A に対し、平成28年4月22日付けの「過払い金返還に関するご通知」と併せて、前記(3)の①の30万円の普通為替証書を送付した（以下「第2送金」といい、第1送金と併せて「本件各送金」という。）。

(8) 上告人は、A の息子からの連絡を受け、A に対し、第2送金に係る普通為替証書を郵便局で換金するよう指示した。

(9) なお、上告人は、平成26年12月には、A の代理人として、A の債権者であった1社との間で、平成27年2月から平成28年4月まで毎月末日に A が1万円を支払う旨の和解契約を締結していた。

3 原審は、上記事実関係の下で、次のとおり判断して、慰謝料5000円及びこれに対する平成28年4月22日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で上告人の請求を一部認容した原々審判決中被上告人敗訴部分を取り消し、上告人の請求を全部棄却すべきものとした。

(1) 債権者がその代理人に対して債務者からの弁済受領権限を付与した場合であっても、当該債権者は当然に弁済受領権限を喪失するものではなく、当事者間において弁済方法の合意等があるのでない限り、債務者においては、弁済受領権限を有する代理人に弁済することもできるし、一方で、債権者本人に対して弁済をすることも許されるものと解される。また、債権者本人又は代理人が、債務者に対して債務の弁済先を代理人と指定したとしても、債務者がこれを明示又は默示に受け入れて弁済方法についての合意が成立した場合でない限り、債務者は債権者側による前記指定に法的に拘束されるものではないから、債務者が債権者本人に対して弁済したとしても、債務の弁済として有効なものであるし、不法行為法上も当然に違法となるものとは解し難い。

(2) 前件訴訟の判決は、被上告人に対して A へ過払金の支払をするよう命じているのみで、その弁済方法等について特に定めてはいないし、A 及びその代理人である上告人と被上告人との間では、かかる弁済方法等について何らかの合意が成立したとも認められない。そうすると、被上告人において、上告人名義の口座への振込み等を求める上告人の指定に法的に拘束されるものとはいえないし、その反面として、上告人においては、その指定どおりに弁済がなされることにつき権利又は法律上保護された利益を有しているということはできない。したがって、本件各弁済は有効なものであり、不法行為法上違法となるとはいい難い。

(3) また、被上告人が、上告人名義の口座への振り込み等を求められたのに対し、債権者本人に直接過払金を返還しても違法行為とはならない旨を上告人に回答した上で第2送金を行っていることなどに照らすと、本件各弁済は、上告人との交渉上の信義則に反するものであったともいえない。

4 しかし、原審の上記(1)ないし(3)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 原判決は、本件各送金が A に対する弁済として有効であることを強調し、本件各送金が不法行為法上違法とはならないと判示する。

しかし、上告人の主張は、本件各送金に対して上告人が対応を余儀なくされ、A が受領した不当利得金の精算や本件訴訟に関する打ち合わせの必要が生じ、著しく上告人の業務が遅滞し、業務負担や精神的苦痛を被ったというものであるから、上告人の弁護士業務との関係で違法性を有するか否かが問題であるところ、A に対する弁済の有効性の問題と、弁護士である上告人に対する業務妨害としての不法行為を構成するか否かは別論であるから、上告人の主張の趣旨を正解していないといわざるを得ない。

(2) そこで、上告人が受任した債務整理事件における過払金の回収業務の位置づけを検討する。

一般に、弁護士が行う債務整理は、依頼者（債務者）から債権者の名前、借入額、返済額等を聴取し、各債権者に対して取引履歴の開示を求めつつ、利息制限法に基づく引き直し計算を行い、全体の債務額及び過払金の有無・金額を可能な限り正確に把握した上で、依頼者の支払能力に応じた弁済計画案を策定して各債権者と交渉し、債務の分割又は一括返済又は過払金があればこれを回収する内容の和解契約を締結し、仮に債権者が過払金の返還に応じなければその返還訴訟を提起して回収に努め、これにより回収した過払金を別の債権者に対する返済金、弁護士の報酬や実費、日本司法支援センターと代理援助契約を締結している場合はその立替金の償還等に充てるなどして、債務者の債務全体を完済可能なものとし、最終的に依頼者と精算を行い、債務整理業務を完了するものである。このように多重債務者の債務整理においては、貸金業者から過払金の返還があったからといって債務整理を受任した弁護士の業務が直ちに終了するものではなく、過払金の回収は全体の業務の一過程にすぎないのであって、支払能力の低い債務者のその他の借入金債務等への充当も予定しているものである。そのため、迅速・確実に過払金を回収する必要性があり、また、債権者の差押え等により返済業務が困難になるなどの事態を回避するためにも、代理人弁護士の預り金口座を指定することが一般に行われている。したがって、弁護士等の専門職が債務整理を行う場合、代理人名義の預り金口座を指定する必要性は高く、貸金業者が依頼者本人に直接過払金を返還することは、他の借入金債務の弁済や弁護士の依頼者に対する報酬等の精算が困難となるなど、債務整理業務に大きな支障を来すことが十分に予想され、ひいては債務整理を受任した弁護士が大きな不利益を被る可能性がある。

他方で、貸金業者は、その業務の一環として上記債務整理を行う弁護士と頻繁に交渉を行っており、上記弁護士業務の実情を知悉しているのが通常である上、貸金業者の業務上、債務者代理人弁護士が指定した預り金口座に過払金を返金することは容易であり、貸金業者に特段の負担は生じないのであって、過払金返還債務は、本来、持参債務（民法484条後段）であるから、指定された金融機関へ送金する方法は、貸金業者の負担をより軽減することにもなるといえる。

これらの事情にかんがみると、貸金業者は、債務整理を受任した弁護士が債務者から依頼を受けて預り金口座を過払金の返還先として指定した場合は、依頼者との委任関係が疑われるなど特段の事情のない限り、信義則上、これに応すべき義務を負うものと解すべきである。そして、貸金業者がこの義務に違反して指定された口座への入金を拒絶したときは、その行為は、上記の債務整理業務を妨害するものとして違法性を有し、不法行為を構成すると解するのが相当である。

(3) 前記事実関係によれば、Aが債務整理及び過払金返還訴訟を上告人に依頼していることは明らかであるから、上告人の振込口座の指定に特段の事情があったことはうかがわれない。そして、債務整理を受任した上告人は、過払金返還請求訴訟に一部勝訴し、繰り返し被上告人に対して自己名義の預り金口座へ送金することを求めたにもかかわらず、被上告人はこれをあえて拒絶し、Aに対して直接普通為替証書を送付したのであるから、これにより債務整理に係る弁護士としての上告人の業務を妨害したことは明らかである。よって、被上告人の本件各送金は、上告人との関係で違法性を有し、被上告人は、これにより上告人が被った損害について不法行為に基づく損害賠償義務を負うというべきである。

5 以上によれば、上記と異なる見解に立って、上告人の請求を全部棄却した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。論旨

はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、被上告人の上記不法行為と相当因果関係のある上告人の損害額（原審は、上告人が主張する損害のうち、慰謝料算定の基礎となる上告人の業務上の支障の有無及び程度、内容証明郵便の印刷代支出の有無及び金額、内容証明発送手数料支出の有無及び金額等について事実認定を行っていない。）について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事部第4部

裁判長裁判官 藤山雅行

裁判官 水谷美穂子

裁判官 金久保茂

これは正本である。

平成30年4月18日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判所書記官 鈴木尚人